

令和元年第3回竜王町議会定例会（第1号）

令和元年8月13日

午後2時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第37号 竜王町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第38号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第39号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第40号 竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第41号 竜王町公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第42号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第43号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第44号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第45号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第46号 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第47号 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議第48号 竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議第49号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議第50号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 7 議第 5 1 号 竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議第 5 2 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議第 5 3 号 竜王町道の駅竜王かがみの里の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議第 5 4 号 竜王町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第 2 1 議第 5 5 号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議第 5 6 号 令和元年度竜王町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議第 5 7 号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議第 5 8 号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議第 5 9 号 令和元年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議第 6 0 号 令和元年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議第 6 1 号 令和元年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議第 6 2 号 平成 3 0 年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 9 議第 6 3 号 平成 3 0 年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 0 議第 6 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 1 議第 6 5 号 土地の取得について
- 日程第 3 2 議第 6 6 号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 3 3 議第 6 7 号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第 3 4 議第 6 8 号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第 3 5 議第 6 9 号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 6 議第 7 0 号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 7 議第 7 1 号 竜王町公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 8 議第 7 2 号 竜王町公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 9 議第 7 3 号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 0 議第 7 4 号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第4 1 報第 3号 平成30年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第4 2 報第 4号 平成30年度竜王町資金不足比率について
- 日程第4 3 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 4 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 5 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 6 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	菱田三男	2番	小西久次
3番	若井猛志	4番	森島芳男
5番	森山敏夫	6番	内山英作
7番	松浦博	8番	古株克彦
9番	貴多正幸	10番	山田義明
11番	岡山富男	12番	小森重剛

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

3番	若井猛志	4番	森島芳男
----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
代表監査委員	吉田定男	監査委員	貴多正幸
副町長	杼木栄司	総務主監	山添みゆき
住民福祉主監	奥浩市	産業建設主監	井口和人
会計管理者	小森久美子	総務課長	川嶋正明
未来創造課長	関司明德	税務課長	西川良浩
生活安全課長	寺嶋要	住民課長	森岡道友
福祉課長	間宮泰樹	健康推進課長	中原江理
発達支援課長	西村忠晃	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	森徳男
上下水道課長	込山佳寛	教育次長兼 生涯学習課長	井口清幸
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	武久雅則

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	知禿雅仁	書記	中野ゆかり
--------	------	----	-------

開会 午後2時00分

**○議長（小森重剛）** 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員数は12人でありま  
す。よって、定足数に達していますので、これより令和元年第3回竜王町議会定  
例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めるこ  
とにいたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和元年第3回竜王町議会定例会の開  
会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第3回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位  
におかれましては、何かと御多用の中、御出席いただき厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様方には、ますます御健勝にて日々議会活動に御専念いただき、あわ  
せまして町政万般にわたり格別の御指導と御鞭撻を賜っておりますこと、衷心よ  
り厚く御礼申し上げる次第でございます。

初めに、8月3日に開催いたしました「ふるさと竜王夏まつり」につきまして  
は、明るく元気なまちづくりに資するよう実行委員会を中心に企画していただき  
まして、さまざまな多くの来場者の皆さんにお越しいただき、また、大変好評を  
頂戴いたしましたところでございます。議員の皆様方にも、さまざまなお立場から御  
協力を賜りまして、本当にありがとうございました。

次に、ことしの夏も、各地で最高気温が35度を超える厳しい暑さとなってお  
りまして、熱中症等の暑さによる健康被害が多数発生しているところございま  
す。こうした中、本町といたしましても、熱中症を正しく理解するための情報を  
積極的に配信し、最悪の事態を未然に防止するよう努めておるところございま  
す。

また、この季節は、本格的な台風シーズンでもございます。

今週15、16日には、超大型台風10号の接近が懸念をされております。町  
民の皆様方の安全・安全を確保すること、大雨や洪水等の水害をはじめ、さまざま  
な被害を最小限に食い止められるよう、ハード・ソフト両面から十分備えてまい  
る所存でございます。

さらに、迎えます9月8日には、竜王町総合防災訓練を実施し、さらなる防災  
意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、条例案件19件、補正予算案件6件、決算案

件2件、人事案件6件、報告案件2件、その他案件8件を上程させていただきます。

補正予算につきましては、総合庁舎等の適切な維持管理を目的として行う庁舎耐震補強工事、通学路緊急点検箇所への安全対策に係る整備工事、農業をはじめとする地域産業振興の拠点づくりを目指す農林公園施設整備などを計上させていただきます。

また、水道事業会計及び下水道事業会計について、平成30年度の決算が整いましたことから、審査をお願いし、さらに、自治体財政健全化法第3条に基づき、健全化判断比率についても報告させていただきます。

最後に、人事案件につきましては、9月30日をもって任期が満了する委員について、議会の同意を得るものでございます。

本定例会に提案申し上げます43案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただけますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

**○議長（小森重剛）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小森重剛）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番 若井猛志議員、4番 森島芳男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（小森重剛）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から8月30日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** 御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から

8月30日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 3 議第 37号 竜王町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 38号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 39号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 40号 竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 41号 竜王町公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 42号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 43号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議第 44号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議第 45号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議第 46号 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議第 47号 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議第 48号 竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議第 49号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議第 50号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議第 51号 竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 18 議第 5 2 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議第 5 3 号 竜王町道の駅竜王かがみの里の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議第 5 4 号 竜王町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第 21 議第 5 5 号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議第 5 6 号 令和元年度竜王町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議第 5 7 号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議第 5 8 号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議第 5 9 号 令和元年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議第 6 0 号 令和元年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議第 6 1 号 令和元年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議第 6 2 号 平成 30 年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第 29 議第 6 3 号 平成 30 年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 30 議第 6 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 31 議第 6 5 号 土地の取得について
- 日程第 32 議第 6 6 号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第 33 議第 6 7 号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第 34 議第 6 8 号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第 35 議第 6 9 号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第 36 議第 7 0 号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第 37 議第 7 1 号 竜王町公平委員会委員の選任について
- 日程第 38 議第 7 2 号 竜王町公平委員会委員の選任について
- 日程第 39 議第 7 3 号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 40 議第 7 4 号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 41 報第 3 号 平成 30 年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第 42 報第 4 号 平成 30 年度竜王町資金不足比率について

**○議長（小森重剛）** 日程第3 議第37号から、日程第40 議第74号までの38議案及び日程第41 報第3号、並びに日程第42 報第4号の2報告について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、議第37号から議第74号までの38議案及び報第3号、並びに報第4号の2報告につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第37号から議第61号までの25議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第37号、竜王町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が平成31年4月17日に公布されたことにより、同施行令の適用条項を改め、また、住民基本台帳法施行令の規定に基づく旧氏記載に関する項目の追加をするため、条例の一部改正を行うものです。

次に、議第38号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布され、令和元年12月14日に施行されることとなり、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことを受けて、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第39号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、令和元年10月1日、令和2年1月1日、令和3年1月1日、令和3年4月1日から施行されることになりました。

この法律改正に伴い、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加、軽自動車税のグリーン化特例に係る3段階の改正、環境性能割の賦課徴収の特例を新設する改正等が必要となるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第40号、竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例につきましては、少子化によって、子どもが同世代または異年齢の仲間と遊ぶ場、機会が減少して

いること及び核家族化や男女共同参画社会の進展とともに保育ニーズが増加していることから、預かり保育の実施期間の拡充とそれに伴う預かり保育料等の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第41号、竜王町公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第42号、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第43号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることになりました。

同令により改正される家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という）は、市町村が条例で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めるものであるため、基準省令の改正を受けて、同様の基準となるよう条例の一部を改正するものです。

次に、議第44号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号及び第8号）が令和元年5月31日に公布され、令和元年5月31日及び令和元年10月1日から施行されることになりました。

同令により改正される特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）は、市町村が条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める際に従い、参酌すべき基準を定めたものであるため、基準となる内閣府令の改正を受けて同様の基準となるよう、条例の一部を改正するものです。

議第45号、竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第46号、竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第47号、竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第48号、竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第49号、竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

議第50号、竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第51号、竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第52号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第53号、竜王町道の駅竜王かがみの里の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用における受益者負担の原則に鑑み、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うべく、施設の使用料の改正を行うものです。

次に、議第54号、竜王町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、近江八幡八日市都市計画区域において区域区分の見直しを行い、竜王インターチェンジ周辺地区を市街化区域へ編入をいたしました。編入に当たって、当地区においては住宅地用途の建築を制限するための地区計画が必要であったため、本計画を策定しました。これにより、建築基準法第68条の2第1項に定める建築制限をするため、条例を定めるものです。

加えて、これまでは地区計画ごとに条例を制定しておりましたが、地区計画区域の数も増えてきましたことから、条例の適正管理のために、これまでに制定しました条例と一本化して制定するものです。

次に、議第55号、竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布され、令和元年12月14日に施行されることとなり、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことを受けて、条例の一部を改正するものです。

次に、議第56号、令和元年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が、64億5,682万1,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1億2,432万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,114万5,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出予算におきまして、昨年度実施しました庁舎の耐震補強工事実施設計業務をもとに鉄骨の補強等を行う庁舎耐震補強工事、通学路のうち交差点部の安全対策として行う交通安全施設整備工事、また、道の駅アグリパーク竜王の農産物直売所拡張に係る農林公園施設整備工事等の追加または増額でございます。

歳入予算におきましては、農林公園施設整備工事に係る国庫支出金、滋賀県交

通災害共済組合が令和2年3月末日をもって解散することに伴い、同組合の財産処分として受ける配分金等の追加、または増額でございます。

債務負担行為補正につきましては、各種健診等について、来年度事業を円滑に進めるための追加等でございます。

地方債補正につきましては、庁舎耐震補強工事の追加、農林公園施設整備工事に伴う増額等でございます。

次に、議第57号、令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が17億6,580万円でございます。今回、この総額に764万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,344万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算の歳出の主なものといたしまして、平成30年度における滋賀県国民健康保険の保険給付費等交付金の額の確定により滋賀県へ返還納付する必要があることから、療養給付費等交付金精算返還金764万3,000円を追加するものでございます。

また、債務負担行為補正につきましては、特定健診啓発資料一式作成業務、並びに特定健康診査業務及び若年健康診査業務について来年度に健診等を円滑に進めるため、それぞれ追加するものでございます。

次に、議第58号、令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、このうち医科診療所分につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が1,260万円でございます。この総額に3,727万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,987万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳入について、医科診療所の整備に係る医科診療所整備事業債3,940万円を追加するものでございます。

歳出については、医科診療所の整備に係る、医科診療所建築実施設計業務委託料1,276万円、医科診療所造成等開発設計業務委託料566万5,000円、土地取得費2,105万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、議第59号、令和元年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、9億9,330万円でございます。この総額に328万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,658万6,0

00円とするものでございます。

今回の補正予算の歳出の主なものといたしまして、平成30年度の介護給付費交付金および地域支援事業交付金の額の確定により支払基金へ返還納付する必要があることから、償還金327万3,000円を追加するものでございます。

次に、議第60号、令和元年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、債務負担行為補正として、地方公営企業会計制度支援業務74万3,000円を設定するものでございます。新会計制度に基づいた適切な経理処理方法に係る指導、及び助言等の支援業務については、予算編成から決算処理まで、同一業者による支援の提供が必須であるため、年度を越えての契約が必要となることから、来年度の決算処理までの契約期間を考慮し、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議第61号、令和元年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和元年度竜王町下水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額5億1,050万4,000円に、今回95万5,000円を追加し、5億1,145万9,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額2億6,851万1,000円に、今回165万4,000円を追加し、2億7,016万5,000円に、資本的支出の既決予定額4億2,423万6,000円に、今回165万4,000円を追加し、4億2,589万円とするものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、収益的支出につきましては、鏡地先のマンホールポンプが故障したことによる固定資産除却費95万5,000円の増額、資本的収入及び資本的支出につきましては、鏡地先のマンホールポンプ取替工事により、165万4,000円を増額するものでございます。

また、債務負担行為補正として、地方公営企業会計制度支援業務74万3,000円を追加するものでございます。

以上、議第37号から議第61号までの25議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第56号につきましては、詳細について担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（小森重剛） 川嶋総務課長。

○総務課長（川嶋正明） ただいま、町長から議第56号、令和元年度竜王町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明があったわけでございますが、

さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料68ページの令和元年度8月補正予算概要により説明させていただきます。

今回の補正予算の主なものといたしまして、中段の「(2)歳出補正予算の主なもの」から説明をさせていただきます。

まず、庁舎耐震補強工事監理業務委託料といたしまして89万1,000円の追加でございます。これは、後にあります庁舎耐震補強工事の監理業務の委託料でございます。

次に、庁舎機械設備整備工事实施設計業務委託料といたしまして120万円の追加でございます。これは、現在、冬の暖房運転において使用しております地下重油タンクがございますが、このタンクの使用期限が令和2年9月までとなります。そのため、新たに地上タンクを設置するための実施設計業務の委託料でございます。

次に、庁舎耐震補強工事といたしまして3,100万円の追加でございます。昨年度実施しました庁舎の耐震補強工事实施設計業務をもとに、庁舎1階北側の一部柱の補強と1階南側の一部窓付近に鉄骨の補強を設置し、耐力を増すための耐震補強工事でございます。

次に、交通安全施設整備工事といたしまして300万円の増額でございます。これは、5月に教育総務課と建設計画課において、通学路のうち主要な交差点について緊急点検を実施し、その結果をもとに安全対策施設として車どめポール等を設置するための工事でございます。

次に、障がい者福祉制度改正に伴うシステム対応委託料といたしまして273万8,000円の追加でございます。これは、消費税率引き上げに伴います障害福祉人材の処遇改善に伴う報酬改定への対応と、就学前の障がい児の通所サービス無償化に伴う受給者管理等に対応するためのシステム改修業務でございます。

次に、農林公園施設整備工事設計監理業務委託料646万6,000円の減額につきましては、入札の執行残により減額するものでございます。

次に、農林公園施設整備工事といたしまして8,214万5,000円の増額でございます。これは、道の駅アグリパーク竜王の農産物直売所拡張に係る工事でございます。当初予算編成時においては財源が不確定であったため、暫定的な予算を措置しておりましたが、6月に国庫支出金である農山漁村振興交付金の交付決定がありましたので、それに合わせ増額するものでございます。

次に、県営日野川土地改良事業負担金476万円の増額につきましては、県営

かんがい排水事業において、当初予定されていた規模以上の事業採択がされたため、それに合わせ町負担分も増額するものでございます。

最後に、校舎設備等管理業務委託料といたしまして、西小学校体育館等照明のLED化23万6,000円の増額、また、施設設備等管理業務委託料といたしまして、図書館照明のLED化及び省エネ空調化74万3,000円の増額でございます。2020年ごろから水銀灯の製造が廃止されることを見据え、また、図書館の照明設備、空調については、老朽化も著しいことから、設備の更新を行うものです。

これについては、湖南省と民間企業が共同出資する第三セクターに、照明等を省電力化する事業が対象である国の補助金申請等も含め、事業全体を委託する予定です。

昨年度、当第三セクターに省電力の効果等について無料で調査をしていただき、一定の効果を見込んでおります。設備の更新事業に係る全体額に対して、省電力化することで想定される電気料金の年間の減額相当分を、後年度以降にも分けて支出していきますことから、現状の電気料金相当分から追加の支出をせずに設備を更新するものです。

次に、歳入でございますが、上段の「(1)歳入補正予算の主なもの」から御説明いたします。

まず、国庫支出金について、障害者総合支援事業費補助金136万9,000円の追加は、障がい者福祉制度改正に伴うシステム対応委託料の追加、また、農山漁村振興交付金6,383万9,000円の追加は、農林公園施設整備工事に係る国庫支出金の交付決定に合わせるものでございます。

次に、県支出金について、農山漁村振興交付金2,650万円の減額は、当初予算において、当交付金については国から県を通して交付されることを見込んでいたため、県支出金に計上しておりました分を減額するものです。

最後に、繰越金・諸収入について、まず、諸収入として、滋賀県交通災害共済組合配分金462万4,000円の追加については、滋賀県交通災害共済組合が令和2年3月末日をもって解散することに伴い、同組合の財産処分として配分金を受けるものです。

また、今回の補正に係る一般財源所要額1,446万円について、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、資料下段の「(3)債務負担行為補

正（追加）」から御説明いたします。

がん検診業務 1, 218万8, 000円、若年健康診査業務 210万4, 000円、後期高齢者健康診査業務 54万円につきましては、来年度における各検診（健診）について円滑な事業の実施を図るため、債務負担行為のそれぞれ追加を行うものでございます。

また、竜王町立竜王西小学校照明更新による省電力化業務 1, 156万2, 000円、図書館照明及び空調更新による省電力化業務 5, 574万8, 000円につきましては、先ほど歳出補正予算の主なもので申し上げました、省電力化に係る更新事業費全体に対する後年度も含めた支出額の限度額として、債務負担行為のそれぞれ追加を行うものでございます。

次に、地方債補正でございますが、資料 69 ページの「（4）地方債補正（変更）」から御説明いたします。

緊急防災減災事業債 3, 100万円の追加につきましては、庁舎耐震補強工事の追加によるものです。また、基幹水利施設保全管理事業債 430万円の増額につきましては、県営日野川土地改良事業負担金を増額すること、農林公園施設整備事業債 2, 800万円の増額につきましては、農林公園施設整備工事を増額することに伴い、それぞれ増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第 56 号、令和元年度竜王町一般会計補正予算第 3 号の概要を申し上げ、説明といたします。

**○議長（小森重剛）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 続きまして、議第 62 号、平成 30 年度竜王町水道事業会計決算認定について及び議第 63 号、平成 30 年度竜王町下水道事業会計決算認定についての 2 議案につきまして提案理由を申し上げます。

それぞれの決算につきまして、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、去る 6 月 5 日に町監査委員による審査をいただきましたので、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第 62 号及び議第 63 号の 2 議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（小森重剛）** 込山上下水道課長。

**○上下水道課長（込山佳寛）** ただいま町長から提案理由を申し上げました、議第

62号及び議第63号の2議案につきまして、その決算概要を御説明いたします。

まず、議第62号、平成30年度竜王町水道事業会計決算認定についての内容につきまして御説明いたします。

当年度の給水人口は1万1,545人で、前年度と比較して157人の減少となっています。また、年間総配水量は、163万8,678立方メートルであり、前年度より4万7,502立方メートルの減少となりました。

年間有収水量につきましては、148万9,212立方メートルであり、前年度より、1万4,392立方メートルの増加でありました。

それでは、決算書に基づきまして、詳細の御説明をいたします。

まず、1ページの平成30年度竜王町水道事業決算報告書をごらんください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が3億7,174万4,086円で、このうち仮受消費税は、2,214万6,114円でございます。

支出におきましては、水道事業費用といたしまして営業費用、営業外費用を合わせまして、決算額が3億4,754万3,403円で、このうち仮払消費税は、1,650万6,031円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしまして、企業債から他会計負担金までを合わせまして、決算額が8,415万280円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしまして建設改良費、企業債償還金及び補助金返還金を合わせまして、決算額が1億2,469万479円で、このうち仮払消費税は738万5,165円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,054万199円は、当年度分消費税資本的収支調整額、並びに当年度及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。

営業収支は、3,752万89円の損失となりましたが、営業外収支が5,364万9,813円の利益となり、経常利益として1,612万9,724円でございます。さらに、特別利益が89万634円、当年度純利益は1,702万358円、これに前年度繰越利益剰余金47万9,732円を加え、当年度未処分利益剰余金は、1,750万90円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書（案）をごらんください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金1,750万90円のうち、減債積立金に1,400万円、建設改良積立金に300万円を積み立てさせていただき、積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は50万90円となります。

次に、貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部でございます。

固定資産合計といたしましては、21億9,498万8,279円。さらに、流動資産といたしましては、4億816万1,144円でございます。したがって、資産合計は、26億314万9,423円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。

固定負債といたしましては8億9,224万1,365円、流動負債といたしましては1億904万7,265円でございます。繰延収益といたしましては、8億4,588万2,361円でございます。したがって、負債合計は、18億4,717万991円となるものでございます。

続いて、資本の部でございます。

資本金といたしましては、4億4,327万9,437円となるものでございます。剰余金といたしましては、剰余金合計は3億1,269万8,995円となり、資本合計は7億5,597万8,432円、負債資本合計は26億314万9,423円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの細部資料として、注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、平成30年度竜王町水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきます。

続きまして、議第63号、平成30年度竜王町下水道事業会計決算認定についての内容につきまして御説明いたします。

当年度の処理区域内水洗化人口は1万160人で、前年度と比較して52人の減少となっております。また、年間処理水量は136万3,447立方メートルであり、前年度より4万2,848立方メートルの減少となりました。年間有収水量につきましては126万4,577立方メートルであり、前年度より2万720立方メートルの減少となりました。

それでは、決算書に基づきまして、詳細の御説明をいたします。

まず、1ページの平成30年度竜王町下水道事業決算報告書をごらんください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、下水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益を合わせまして、決算額が5億7,447万4,750円で、このうち仮受消費税は1,337万5,519円でございます。

支出におきましては、下水道事業費用といたしまして、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせまして、決算額が5億1,697万3,084円で、このうち仮払消費税は808万8,839円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしまして、他会計出資金から分担金までを合わせまして、決算額が1億9,226万4,620円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしまして、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が3億9,223万5,288円で、このうち仮払消費税は182万5,422円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,997万668円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、並びに引き継ぎ現金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。

営業収支は、2億4,992万572円の損失となりましたが、営業外収支が3億780万3,608円の利益となり、経常利益として5,788万3,036円でございます。さらに、特別損失が183万5,064円、当年度純利益は5,604万7,972円となり、当年度未処分利益剰余金は5,604万7,972円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)をごらんください。

これは、竜王町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金5,604万7,972円のうち、減債積立金に3,000万円、建設改良積立金に2,550万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は54万7,972円となります。

次に、貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部でございます。

固定資産合計といたしましては、90億3,224万2,625円。さらに、流動資産といたしましては、1億3,811万9,173円でございます。したがって、資産合計は91億7,036万1,798円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。

固定負債といたしましては、35億6,223万625円、流動負債といたしましては、4億1,135万9,718円でございます。繰延収益といたしましては、49億9,563万777円でございます。したがって、負債合計は、89億6,922万1,120円となるものでございます。

続いて、資本の部でございます。

資本金といたしましては、1億3,764万6,816円となるものでございます。剰余金といたしましては、剰余金合計は6,349万3,862円となりまして、資本合計は2億114万678円、負債資本合計は91億7,036万1,798円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの細部資料として、注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、平成30年度竜王町下水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきます、議第62号及び議第63号の2議案につきましての提案説明といたします。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（小森重剛）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、私のほうから報告させていただきます。

まず、平成30年度竜王町水道会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

平成30年度竜王町水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

今年度の営業収益は2億7,750万4,315円、営業費用は3億1,502万4,404円、営業利益はマイナス3,752万89円となりました。

一方、営業外収益は6,966万2,781円、営業外費用は1,601万2,968円、経常利益は1,612万9,724円となり、特別利益を加除した当年度純利益は、1,702万358円と大幅に増加しました。

この要因は、資産減耗費215万5,726円が前年度比マイナス1,816万6,701円と大幅に減少したこと、県水の年間契約水量縮小と受水率向上に伴う受水単価の低減、並びに年間有収水量の増加と有収率が90.9%へ向上したこと等にあると言えます。

職員1人当たりの有収水量、営業収益、並びに有収率の状況等から見て、効率性は比較的高いと言えます。

引き続き、この状況を維持・拡大するとともに、未収金の減少等を一層図られることを期待します。

今年度の主な建設改良事業は、鏡（松陽台）地先配水管布設替工事6,767万8,200円、山面（美松台）地先配水管布設替工事883万9,800円、島地先配水管布設替工事836万4,600円等でありました。

ところで、本町では、平成28年度からの10年間を見据えた、「竜王町水道事業ビジョン」が国の「新水道ビジョン」策定に呼応して策定されました。

本ビジョンは、実態に基づいた適切な事業経営が行えるよう、主に経営面を重視することで現実的な事業経営を見通し、水道事業の諸問題を解決するための指針であります。

また、別途策定された「上水道事業整備計画」に基づく着実な推進とアセットマネジメントによる適切な資産管理・運営をもって、ライフラインとしての安定した水道機能の維持を期待します。

本ビジョンの推進に際しては、水道事業の現状、並びに方針、課題等を町民と共有することが重要と言えます。近年の実情や10年後の姿等をできる限り見える化され、町民にわかりやすく説明、周知するとともに、町民の御理解、御支援のもとに諸事業を推進されるよう、一層の研さんを期待します。

最後に、水道事業の安定確保及び健全経営に引き続き努められることを期待し、審査の意見とします。

次に、平成30年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

平成30年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

今年度の営業収益は1億6,737万205円、営業費用は4億1,729万777円、営業利益はマイナス2億4,992万572円となりました。

また、営業外収益は3億9,373万2,052円、営業外費用は8,592万8,444円で、経常利益は5,788万3,036円となり、特別損益を加除した当年度純利益は、5,604万7,972円となりました。

今年度の工事としては、建設工事では、マンホール蓋更新15カ所、594万円、保存工事では、マンホールポンプ修繕業務ほか、513万7,743円でありました。

全戸水洗化への活動や不明水対策については、費用対効果等を勘案する中で、着実な推進が大切であると考えます。

ところで、今年度表面化しました農村下水道使用料徴収問題については、早期に正常な状態に着地することが必要であり、素早い実行が大切であると考えます。

町行政の信頼の礎は、正しい日々の行政事務・作業の積み重ねにあります。慣習ではなく、規則、規約に沿った処理を徹底されたい。

按ずるに、まず、正常な徴収基準への見直しと以降の再発を防止すること、次に、今日までの使用料の徴収、あわせて、農村下水道事業の長期的展望等の再確認が大切であると考えます。

本町の下水道事業は、昭和62年から農業集落排水事業、並びに公共下水道事業に着手され、供用開始を順次進められ、今日に至っています。平成30年度からは、これまでの下水道特別会計の現金主義、単式簿記の会計方式から、地方公営企業法の財務規定等適用による発生主義、複式簿記の会計方式へ移行しました。これにより、事業の経営状況の明確化及び透明性の向上が可能となるため、計画的な経営基盤強化及びマネジメント向上が可能となり、長期的・安定的なサービ

スの維持が期待されます。

第2表で、職員1人当たりの有収水量、営業収益、水洗化世帯、排水管距離を例示的に表示しましたが、今後は、各種指標、並びに新基準による財務諸表の動向等を含め、当町の現状を数値的に把握するとともに、効率的な業務活動に努められることを期待します。

また、これらを活用して下水道事業の内容を見える化し、町民等にわかりやすく説明されることを期待します。

最後に、町民の衛生的で快適な居住環境の維持と琵琶湖をはじめとする水質保全の維持を目的に、健全経営のもとで持続可能な下水道事業を目指し、引き続き努められることを期待し、審査の意見とします。

**○議長（小森重剛）** この際、申し上げます。ここで午後3時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時30分

**○議長（小森重剛）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 続きまして、議第64号から議第74号までの11議案及び報第3号、並びに報第4号につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議第64号、工事請負契約の締結についてにつきましては、竜王町防災行政情報システム整備工事の請負契約の締結でございまして、去る7月30日に事後審査型条件つき一般競争入札を執行いたしましたところ、大阪府松原市西野々2丁目1番45号、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部部長西浦靖暁が、金額4億5,792万円で落札いたしましたので、これの請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

工事の概要につきましては、防災行政情報システムの整備に係る工事であり、デジタル同報系防災行政無線の整備として、親局となる無線室の整備、基地局整備、個別受信機整備等、また関連システム一式等について、来年度にかけて整備するものでございます。

次に、議第65号、土地の取得についてにつきましては、7月に開催いたしま

した令和元年度第1回竜王町議会臨時会におきまして、道の駅「竜王かがみの里」周辺の拡充整備事業に係る用地取得費として、債務負担行為補正をお認めいただいたところですが、この土地の取得につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

土地の取得に当たっては、第1期分として駐車場計画用地等を含めた用地を今年度取得し、残りの用地を後年度以降に取得する予定ですが、当該土地所有者との協議、調整におきまして、後年度以降の取得分を含めた全体での一括契約とすることから、全筆分の土地が対象となります。

道の駅「竜王かがみの里」周辺の拡充整備事業として、道の駅「竜王かがみの里」の拡充も含め、隣接地についても竜王北部地区の産業振興拠点として、民間活力も用いながら、さまざまな活用を図ろうとするものでございます。

つきましては、今回37,979.46平方メートルの土地を、取得予定価格4億6,334万9,412円で株式会社ワコール代表取締役伊東知康より取得いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第66号から議第68号の3議案につきましては、これまで県内全市町を構成団体として運営されてきました、滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴い、同組合の規約変更及び解散に関する協議をすることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

各議案の内容といたしましては、議第66号は、同組合の解散に伴い、事務の承継については構成団体が議会の議決を経てする協議をもって定めること、また、組合の解散後においては、滋賀県市長会がその事務を承継することを組合規約に加えるもの、議第67号は、同組合を解散することについて構成市町が協議をすること、議第68号は、同組合の解散に伴い、同組合の財産の帰属について構成市町が協議をすること、となっております。

次に、議第69号、竜王町教育委員会委員の任命についてにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております松瀬忠幸氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了いたします。

昨今の教育や子育て、人材育成を取り巻く環境は、人口減少という社会的背景を踏まえ、女性活躍や働き方改革、さらにはAIやIoTなど先進技術の進展な

どの幅広い識見を必要とする時代となっております。このため、民間企業ならではの国際的見地や先見性、対応力、合理的な判断力や発想力等を有する人材を町内外から選考し、教育や子育ての分野にも生かしていただくこととしました。

つきましては、後任として、谷 康夫氏を竜王町教育委員会委員に任命いたしたく、提案申し上げるものでございます。

谷 康夫氏は、（個人情報のため、一部秘匿）平成27年6月に竜王町商工会の理事、平成30年6月からは同会の副会長に就任されています。さらに、平成30年7月には竜王ライオンズクラブの会長として1年間、会の運営と町の地域振興に尽力いただいております。

一方、本町のまちづくりに関する委員として、平成27年10月から竜王町子ども未来会議委員、平成30年8月から竜王町コンパクトシティ化等検討懇話会委員、平成31年1月からは、竜王町まち・ひと・しごと創生推進委員会委員を務めていただくなど、竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに大きく貢献していただいているところでございます。

その温厚篤実な性格は、社内をはじめ、地域住民や関係機関からの信望も厚く、また、これまでの経歴や実績からいたしましても竜王町教育委員として適任であると考えておりますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間となります。

次に、議第70号、竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております平田保則氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了いたします。

つきましては、後任として、田中弥生氏を竜王町教育委員会委員に任命いたしたく、提案申し上げるものでございます。

田中弥生氏は、（個人情報のため、一部秘匿）昭和54年4月に竜王町職員として入職以来、38年間竜王町立幼稚園教諭として勤務をされました。この中で、平成23年4月から平成28年3月までの5年間は、竜王西幼稚園の園長として活躍いただき、長きにわたり培われた教育現場及び教育行政での経験による知見も豊富であり、教育万般の事情に精通されておられます。その後、平成28年4月から1年間は町役場健康推進課子ども家庭相談室に勤務され、相談員として地

域に根差した子育て支援に精力的に取り組んでこられました。また、平成29年4月からは、竜王町立図書館協議会委員も務められ、竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに大きく貢献していただいているところでございます。

その温厚篤実な性格は、住民からの信望も厚く、また、これまでの経歴や実績からいたしましても竜王町教育委員として適任であると考えておりますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間となります。

次に、議第71号、竜王町公平委員会委員の選任についてにつきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員会委員として御尽力いただいております寺嶋ふじ恵氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き寺嶋ふじ恵氏を選任いたしたく、提案申し上げますのでございます。

寺嶋ふじ恵氏は（個人情報のため、一部秘匿）旧石部町役場及び湖南省役所に合わせて32年間勤務され、その間、人権、都市計画、窓口業務、学校管理など多岐の業務に携わってこられました。現在は、湖南省で企業人権啓発指導員として、また、東近江行政組合で公平委員会委員として御活躍をいただいております。

また、竜王町においても、人権擁護推進員を務められるなど地域の人望も厚く、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有することが必要とされる竜王町公平委員として適任でありますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間となります。

次に、議第72号、竜王町公平委員会委員の選任についてにつきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員会委員として御尽力いただいております福本正夫氏は、令和3年9月30日までの任期であります。一身上の都合により、令和元年9月30日付をもって辞職する旨の申し出がありました。

つきましては、後任といたしまして富長宗生氏を選任いたしたく、提案申し上げますのであります。

富長宗生氏は、（個人情報のため、一部秘匿）長年小学校及び中学校の教諭と

して教鞭をとられ、主に旧甲賀郡内（甲西町・甲南町）、旧安土町、日野町、竜王町の小・中学校において、教頭、校長を務められた後、平成30年3月には、38年間の教職を終えられて定年退職を迎えられました。

また、その間には、滋賀県総合教育センター及び当町教育委員会学務課において、事務職員、課長の職も歴任いただきました。定年退職後においては、竜王中学校に1年間、発達障害支援アドバイザーとして勤務され、竜王町の特別な支援を要する子ども個人へのかかわり方と授業における工夫に多大な御尽力をいただいたところです。

また、（個人情報のため、一部秘匿）自治会長代理者を務められるなど地域の人望も厚く、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有することが必要とされる竜王町公平委員として適任でありますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、残任期間であります令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間となります。

次に、議第73号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております村地半治郎氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了いたします。

つきましては、後任として布施九藏氏を竜王町固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、提案申し上げますのでございます。

布施九藏氏は、（個人情報のため、一部秘匿）昭和46年に竜王町役場に入庁され、平成24年に退職されるまでの間、税務課固定資産係長、総務課行財政係長、議会事務局長、会計管理者等の要職を歴任され、固定資産に関することのほか、行政全般にわたり大変豊富な知識及び経験をお持ちの方であります。

また、平成28年度には、（個人情報のため、一部秘匿）自治会長代理者も務められる等地域の人望も厚く、温厚・公正な判断の持ち主であり、固定資産の評価に関して適正かつ公平な審査・決定をしていただく竜王町固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間となります。

次に、議第74号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております大崎五男氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き大崎五男氏を選任いたしたく、提案申し上げるものでございます。

大崎五男氏は、（個人情報のため、一部秘匿）不動産の資産査定など固定資産に関する経験や知識も大変豊富であります。また、平成23年から平成26年まで第21期竜王町農業委員会委員を務められ、特に農地の評価に関し深い見識をお持ちであります。

加えて、（個人情報のため、一部秘匿）地域の人望も厚く、温厚・公正な判断の持ち主であり、固定資産の評価に関して適正かつ公平な審査・決定をしていただく竜王町固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期については、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間となります。

続きまして、報第3号、平成30年度竜王町健全化判断比率について及び報第4号、平成30年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

まず、平成30年度竜王町健全化判断比率につきましては、それぞれ決算数値に基づき算出いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%に対しまして、11.2%、将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対しまして、12.9%となるものでございます。

次に、平成30年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算出いたしました結果、水道事業、下水道事業ともに資金不足が発生せず、資金不足比率については該当なしとなるものでございます。

以上、議第64号から議第74号までの11議案及び報第3号、並びに報第4号の2報告全てにつきまして提案理由を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小森重剛） 続きまして、報第3号、報第4号について審査報告をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田定男） 報告申し上げます。

まず、平成30年度竜王町健全化判断比率審査意見書でございます。

1、審査の概要。

この審査は、町長から提出された、健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日。

令和元年8月6日。

3、審査の結果。

1、総合意見。

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定基礎となる事実を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

2、個別意見。

1、実質赤字比率について。

平成30年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

2、連結実質赤字比率について。

平成30年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

3、実質公債費比率について。

平成30年度の実質公債費比率は11.2%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好な状況にあると認められます。

4、将来負担比率について。

平成30年度の将来負担比率は12.9%であり、早期健全化基準の35.0%と比較すると、これを下回り、良好な状況にあると認められます。

3、是正改善を有する事項。

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。

引き続きまして、平成30年度竜王町公営企業会計資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要。

この審査は、町長から提出された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日。

令和元年8月6日。

3、審査の結果。

1、総合意見。

審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

2、個別意見。

水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足がなく、引き続き良好な状態であると認められます。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。

**○議長（小森重剛）** 以上で、全ての提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第4-1 報第3号及び日程第4-2 報第4号の2報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第4-1 報第3号及び日程第4-2 報第4号の2報告について、報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4-3 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

**日程第4-4 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

**日程第4-5 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

**○議長（小森重剛）** 日程第4-3から日程第4-5 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま上程いただきました、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについての3件につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護

委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては、今回、令和元年12月31日をもって任期が満了いたします守 快信氏を再度推薦するものでございます。

守 快信氏は、（個人情報のため、一部秘匿）平成20年1月1日から人権擁護委員として4期を経験されており、現在、人権相談業務をはじめ、人権擁護活動を精力的に行っておられます。

また、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えておりますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてにつきましては、先ほど申し上げましたことと同様の理由により、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては、今回、令和元年12月31日をもって任期が満了いたします、櫻井喜代美氏を再度推薦するものでございます。

櫻井喜代美氏は、（個人情報のため、一部秘匿）平成22年4月1日から人権擁護委員として3期を経験されており、現在、人権相談業務をはじめ、人権擁護活動を精力的に行っておられます。

また、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えておりますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてにつきましては、これについても先ほど申し上げましたことと同様の理由により、議会の御意見を求めるものでございまして、候補者につきましては、今回、令和元年12月31日をもって任期が満了いたします、三寄住子氏を再度推薦するものでございます。

三寄住子氏は、（個人情報のため、一部秘匿）平成22年7月1日から人権擁護委員として3期を経験されており、現在、人権相談業務をはじめ、人権擁護活動を精力的に行っておられます。

また、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えておりますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについての3件につきまして、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（小森重剛）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第43から日程第45までを一括して、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略いたします。

日程第43から日程第45について、それぞれお諮りいたします。

日程第43 人権擁護委員の候補者として守 快信氏を推薦することについて、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** 御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者として守 快信氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

日程第44 人権擁護委員の候補者として櫻井喜代美氏を推薦することについて、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** 御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者として櫻井喜代美氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

日程第45 人権擁護委員の候補者として三寄往子氏を推薦することについて、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** 御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者として三寄往子氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第46 議員派遣について

**○議長（小森重剛）** 日程第46 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思えます。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後4時06分